

社会保険労務士の関わり方

私たち社労士は、労働・社会保険の専門家です

治療と職業生活の両立のためには、会社と産業保健スタッフ、主治医等の各関係者が連携して情報を共有しながら対応にあたるのが重要です。社労士はその連携の「橋渡し役」をしています。

がん患者さんへ

「職場への伝え方と利用できる制度が分からない…」
こんな相談をお受けします

長期療養が必要となった労働者のみなさんは、
・「会社や上司に”何を、どのように”伝えればよいか分からない」
・「周りに迷惑をかけるから会社を辞めるべき？」
・「家族のこれからの生活が心配」等々、
さまざまな不安や心配を抱えていらっしゃるが多いです。
私たち社労士は、悩みや不安の交通整理を行いながら、社会保険等の利用できる制度があるか、一緒に考えていきます。

医療機関では

拠点病院を中心に就労支援を行っています

全国のがん診療連携拠点病院等の「相談支援センター」では、医療従事者と連携して社労士が就労支援を行っています。

社労士が行う業務内容は、

- ①患者さんやご家族からの個別相談
- ②院内スタッフや地域の医療従事者向けセミナー
- ③がんサロンでの講演やグループワーク講師などです。

主なテーマは、会社の就業規則や社会保険(傷病手当金、障害年金、高額療養費)の制度、雇用保険の給付手続、退職・退職・再就職について、などです。

会社に対しては

大事な社員が仕事を続けられるためのルール作りをお手伝いします

健康経営、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティ推進といったことばをよく聞きますが、何をしたらよいか分かりにくいですね。がん患者はあらゆる規模の企業で働いています。労働者の治療と仕事を両立させるために、就業規則等の規程に則して、適切かつ実行可能な就業上の措置を講ずるためには、相談役として社労士に対応を依頼するののも一つの方法です。

パンフレットの内容についてのお問い合わせは、
下記宛先へFAXにてお問い合わせください。

就労支援のご相談は、「社労士110番」へどうぞ

☎ 03-5289-8844

講師派遣等のご依頼は、当委員会へ
東京都社会保険労務士会
がん患者・障がい者等就労支援特別委員会

〒 101-0062 千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階
☎ 03-5289-0751 FAX 03-5289-8820

URL
<http://www.tokyosr.jp>

東京都社会保険労務士会

検索



アクセス



社会保険労務士による がん患者・障がい者等就労支援

病気や障がいと
ともに
仕事を続けるために

がん患者就労編

東京都社会保険労務士会
がん患者・障がい者等就労支援特別委員会
<http://www.tokyosr.jp>

支えます！ 職場の安心 企業の未来

社労士は社会保険労務士法に基づいた「国家資格者」です。企業の成長には、「お金」「モノ」「人材」が必要ですが、社労士は中でも「人材」に関する専門家であり、「労働及び社会保険」に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的として業務を行っております。

社労士は、企業における採用から退職までの「労働・社会保険」に関する諸問題や「年金」の相談を行うなど、業務は広範囲にわたります。

職場や企業に関する悩みは、人を大切にする企業づくりの支援をしている、私たち社労士にお任せください。

社労士110番



労働基準法その他労務管理
年金・健康保険
雇用保険・労災保険



相談日 毎週月・水曜日 10:00~16:00

専用電話 **03-5289-8844**

※相談時間は1回あたり30分程度を上限とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

※電話がこみ合ってつながらない場合があります。その際はしばらく経ってからおかけ直してください。

※電話相談では、秘密を厳守します。

相談者の名前は尋ねず、相談員も名乗りません。

※相談日が祝・祭日に当たるときは、お休みとさせていただきます。

こんな相談を お受けします

1 退職・解雇に関すること
(例) 退職を促される・・・

2 休職・復職に関すること
(例) 休職制度について

3 医療保険に関すること
(例) 傷病手当金について

4 雇用保険に関すること
(例) 失業給付の受給について

5 労働条件に関すること
(例) 復職したら賃金を下げられた

6 年金制度に関すること
(例) 手続き、障害年金、保険料減免等

就労支援の4つのステップ

患者さんの情報把握

- ①治療状況
- ②就労状況
- ③社会環境
- ④希望・思い

悩みは様々です。患者さんの悩みの解決に向けて、まずはいろいろな背景を伺い、情報を整理します。

Step1

問題を明確化

不安や悩みの原因(問題)を整理する

不安や悩みを一緒に整理していき、問題はどこにあるのかを考えていきます。

Step2

使える制度の確認

問題を解決するための制度や仕組みを探す

問題解決に役立つ制度を見つけていきます。
(例:休職中に給与が減額や支払われなかった場合、健康保険の傷病手当金が使える、など)

Step3

具体的な解決策の検討

何をすればよいか、できることを明確化する

問題を解決するために何をしたらよいか明確にしたうえで、実際に患者さんご自身が解決します。

Step4

当委員会では、平成29年度「東京都内 がん診療連携拠点病院等の就労支援に関する意識調査」を実施しました。

Q がん診療連携拠点病院等では、これまで社会保険労務士に就労相談等を依頼したあと、どんな効果がありましたか

A	患者さんから感謝された	38%
	相談支援センターの業務内容が広がった	38%
	医療関係者からの問合せが増加した	24%

医療関係者からの
問合せが増加した
24%

患者さんから
感謝された
38%

相談支援センターの
業務内容が広がった
38%

